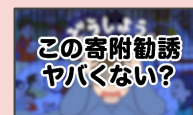


不当寄附勧誘防止法附則第5条に係る報告書 概要①

周知・啓発

- ＜個人向け＞ ●ポスター(約4万枚)・パンフレット(約25万枚)・解説動画等を作成し、幅広い層への啓発を実施
- ＜法人向け＞ ●全国で宗教法人、学校法人、公益法人、NPO法人等を対象とした説明会を開催
 - ※ 令和5年度：大阪・福岡・東京(約500名) 令和6年度：徳島(約200名)
- その他、個別団体(宗教法人、私立大学等)への説明会を開催



情報の受付・調査

■ 窓口寄せられた情報総数	令和5年度：1701件	令和6年度：1201件	(不当寄附勧誘と関係のない情報も広く寄せられる)
■ 調査対象として受理した件数	令和5年度：97件	令和6年度：44件	● 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの ● 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの ● 法律施行日前の事案と認められるもの
■ 勧告・命令件数	令和5年度：0件	令和6年度：0件	

令和5年度：14件	令和6年度：14件
令和5年度：51件	令和6年度：25件
令和5年度：20件	令和6年度：6件

⇒法と証拠に基づく運用の結果、不当寄附勧誘の事実が認められた案件がなかった(勧告・命令の法律上の要件を論じる案件なし)

経済社会情勢の変化等

●令和6年7月11日 最高裁判決：法を引用し、配慮義務違反に基づく不法行為が成立し得る旨を判示

「宗教団体等は・・・寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについて、十分に配慮することが求められるというべきである(法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照)」

※上記最高裁判決を引用する下級審判決も出てきている。

※＜裁判例調査＞も実施：法を直接適用する裁判例は2年間では不見当

＜意識調査＞

- 消費者庁が不当寄附勧誘防止法の運用をしていることを知っていた：29.0% / 知らなかった：71.0%
- 法が社会的に許し難い悪質な寄附勧誘の抑止や改善に向け効果を発揮すると思う：75.0% / 効果はないと思う：25.0%

被害者等への意見聴取

(弁護士(全国霊感商法対策弁護士連絡会、全国統一教会被害対策弁護士団)、被害者(計8名)、日本宗教連盟、NPO法人セイエン、日本非営利組織評価センター、中央共同募金会、日本赤十字社 から聴取した主な意見)

- 一定の抑止力は働いている。最高裁判決は評価できる。
- 実効的な被害救済のための法の検討が必要。
 - 「法人等」から個人へ規制対象を拡大することはできないのか
 - 「困惑」要件が厳しいので見直すことはできないのか 等
- 寄附勧誘への支障を考慮し規制をこれ以上強化すべきでない。
- 消費者庁の法運用は、やれることが果たされ、妥当。
- 周知啓発は工夫しつつ継続して行うべき。
- 施行からこれまでに寄附勧誘への特段の支障は生じていない。
- 「霊感」の文言が宗教そのものへのイメージ低下につながる。

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」

- 上記全ての結果を踏まえて議論を行い、消費者庁への意見を発出。(次頁上部「執行アドバイザー会議からの意見(概要)」参照)

執行アドバイザー会議からの意見(概要)

■法の執行について

○現在の情報受付体制、調査対象の選定、調査手法は妥当

○以下については更なる充実の余地

- ・調査不能とならないための方策
- ・収集した事案の情報提供の在り方

○寄附勧誘者の細分化やデジタル化等を踏まえ事案を注視

■法の規定、法改正の要否・立法事実の有無について

○法の全面施行から2年を経過した現時点において、法改正すべき立法事実は認められない

○今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、以下の点について必要に応じ検討

- ① (「法人等」で捕捉できない事案が出てきた場合) 対象を「個人事業者」にまで広げること

② 配慮義務として規定されている正体や目的を隠した勧誘を、禁止行為として規定すること

③ 禁止行為の「困惑」要件について、予防効果を図るために行政措置との関係では不要とすること

④ (要件が厳しいが故に行政措置が適切に講じられないなどの問題が生じた場合) 要件を再検討すること

○第3条・第6条での複数の要件の組合せでの対策は適切と評価

○寄附に関する様々な立場に配慮したより良い情報収集のための方策について検討の余地

■周知啓発について

○誰もが利用する場所での実効性の高い周知啓発

○若年層を含めた幅広い層への周知啓発

【結論】

●法の全面施行から2年を経過した現時点において、法改正すべき立法事実は認められない。

●今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、必要に応じて検討。

●法の執行及び周知啓発については、更なる充実を図る。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る報告書

序章

第1章 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議

第2章 不当寄附勧誘防止法のあらまし

第3章 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の状況

第4章 寄附に関する情報の受付状況

第5章 嫌疑情報に対する調査の状況

第6章 違法情報を看過しないための補完的な取組

第7章 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取

※参議院附帯決議に基づく被害者等への意見聴取

第8章 経済社会情勢の変化等に関する資料

※裁判例調査、法・寄附勧誘に関する意識調査

参考資料